

秋田市公立大学法人評価委員会運営要綱（案）

平成26年 月 日  
秋田市公立大学法人評価委員会決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、秋田市公立大学法人評価委員会条例（平成24年10月3日条例第49号）第7条の規定に基づき、秋田市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 委員会の会議は、公開して行う。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りでない。

（意見の聴取）

第3条 委員長は、議事の調査審議に関し、特に意見を聴く必要があると認めるときは、委員会に諮って、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

（傍聴人に対する指示）

第4条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めるときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

（事務局の設置）

第5条 委員会における評価の手續、記録保存その他評価に関し必要な事務を処理するため、委員会事務局を企画財政部企画調整課に設置する。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、委員会の決定の日から施行する。